

学校長様

全栃木教職員組合

執行委員長 谷秀夫

教職員の労働条件等に関する要求書

人格の完成を目指す教育の発展と、教育環境整備と教職員労働条件の改善に対するご尽力に敬意を表します。

全栃木教職員組合は、県内の公立学校教職員で組織し、栃木県人事委員会に登録している職員団体です。毎年、栃木県教育委員会と交渉を行い、労働条件改善を目指して活動しています。

すでにご存じのこととは思いますが、大阪労働局は今年3月19日、天満労働基準監督署が、株式会社Xほか1名を労働基準法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検したと発表しました。容疑として、被疑会社ほか1名は、被疑会社において、労働者1名に対し、①労働基準法第36条に基づく労使協定（以下「36協定」という。）に定めた延長時間の限度を超えて違法な時間外労働を行わせ、②1箇月あたり100時間以上の時間外労働及び休日労働を行わせ、③連続する複数の月を平均して1箇月あたり80時間を超える時間外労働及び休日労働を行わせたものである。（名称等は変更）

<https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/content/contents/202503191500-1.pdf>

この事例が、学校と無縁とは思えません。教員には給特法が適用され、労働時間で違法とはされませんが、事務職員等の残業については、この例は当てはまります。民間では当然の監督が学校で行われると、少なくない校長、教育委員会は書類送検の対象になるのでは、と私たちは憂慮しています。

また、村上総務大臣は今月28日の参議院予算委員会で、地方公務員の労働基準監督について、「自治体の教員に関しては、勤務条件に関する労働基準の監督は人事委員会と自治体の長が行うこととされている。総務省としては、人事委員会等が有する労働基準監督機関としての役割の重要性を踏まえ、様々な機会を捉えて過重労働に対する監督指導などを徹底して行って助言している。【略】教員の過重労働をはじめとする自治体職員の勤務条件に関する課題が改善されるよう、引き続き必要な条件を一生懸命やっていきたい考えている」と答えています。<https://times.abema.tv/articles/-/10170848?page=1>

総務大臣が私たちの労働基準監督に言及したことは、今後学校でも労働諸法規が厳格に守られているか、監督が行われることも予想されます。

新年度の教育活動開始に際し、私たちは労働諸法規や条例等が守られ、教職員が健康で創造的な教育活動が行わるよう、以下のことについて強く要求します。

記

1. 勤務は日7時間45分、週38時間45分内に収めること。交通指導等で勤務時間からはみ出す場合は、その日のうち、あるいはその週のうちに勤務の振替を行うこと。このことを計画に明記すること。
2. 教育活動の合理化、簡素化を図ること。このようなことを行って、教員の在校時間を「月45時間、年360時間」内に収めること。
3. 45分の休憩時間を保障すること。やむを得ず保障できない場合はその日のうちに振り替えること。養護教員に対して配慮すること。なお、休憩時間の違反は処罰の対象になります。

4. 宿泊学習の引率者の勤務振替は、貴職の責任において、期間内に振替を行うこと。養護教員の引率については、本人の意向を十分に考慮すること。
5. 教職員評価について、評価表作成が教職員の負担にならないよう配慮すること。
6. 衛生管理者や衛生推進者の選任については、本人の了解を得ること。安全衛生管理者である校長として、労働安全衛生活動を推進すること。「安全衛生方針」を示すこと。
7. 教育課程で定められている生徒会・児童会活動で、その予算は公費でまかなうようにすること。
8. 部活動顧問について、本人の了解を得ること。顧問にならないことも認めること。
9. PTAの教職員の加入について、本人の同意を得ることに加え、同意なしに校務分掌として、PTAの業務を命じないこと。保護者に対しても、入会届を出させるようPTA会長に働きかけること。「児童生徒のため」として、PTAに教育活動で使用する物品等の寄付を受けないようにすること。
10. あらゆるハラスメントが行われないよう配慮すること。さまざまな立場の教職員の協力共同に配慮し、教育活動のさらなる充実を図ること。
11. 年次有給休暇や特別休暇取得を推進すること。年次有給休暇については計画的取得を進めること。休暇取得を認めない場合は処罰の対象になります。
12. 事務職員等に残業を行わせるための「36協定」については、残業代支払い可能な時間とすること。協定を超えて働かせた場合や、残業代未払いは処罰の対象になります。
13. 保護者対応について、場合によっては担任や担当者任せとせず、貴職も関わって問題解決を進めること。
14. 生徒の同窓会入会について、入会届を提出させること。入会式を行う場合は課外として扱うこと。

以上